

平成十五年内閣府令第五十四号

各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の制式及び形状を定める内閣府令

勲章制定の件（明治八年太政官布告第五十四号）第六条の規定に基づき、各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の制式及び形状を定める内閣府令を次のように定める。
（旭日章の制式及び形状）

第一条 旭日章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

区分	章		裏面	寸法	鈕	綬	幅
	地	金表面					
旭日大綬章	銀	日	表面と同様	径六十七ミリメートル	五七桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝とする。 裏に「勲功旌章」の文字を刻する。	織地白色、双線紅色	男性に授与する場合は百ミリメートル。女性に授与する場合は七十九ミリメートル。
		光線	金色と白色七宝				
旭日重光章及び旭日大綬章の副章	銀	日	「勲功旌章」の文字を刻す	径七十六ミリメートル	無鈕	無綬	合は七十九ミリメートル。
		光線	金色と白色七宝、銀る。				
旭日中綬章及び旭日重光章の副章	銀	日	表面と同様	径五十五ミリメートル	五七桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝とする。 裏に「勲功旌章」の文字を刻する。	織地白色、双線紅色	三十六ミリメートル
		光線	金色と白色七宝				
旭日小綬章	銀	日	金色とし、「勲功旌章」の文字を刻す	径四十六ミリメートル	五七桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝とする。	織地白色、双線紅色	三十六ミリメートル
		光線	金色と白色七宝				
旭日双光章	銀	日	「勲功旌章」の文字を刻す	径四十六ミリメートル	五三桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝とする。	織地白色、双線紅色	三十六ミリメートル
		光線	金色と白色七宝、銀る。				
旭日単光章	銀	日	「勲功旌章」の文字を刻す	径三十九ミリメートル	五三桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝とする。	織地白色、双線紅色	三十六ミリメートル
		光線	赤色七宝				
旭日章の略綬	地白色、線及び縁紅色。直径七ミリメートル。	日		径三十九ミリメートル	五三桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝とする。	織地白色、双線紅色	三十六ミリメートル
		光線	赤色七宝と白色七宝				

図 旭日大綬章

(表面)



(裏面)



旭日重光章及び旭日大綬章の副章
(表面)

旭日双光章
(表面)



(裏面)



旭日小綬章
(表面)



(裏面)



旭日中綬章及び旭日重光章の副章
(表面)



(裏面)

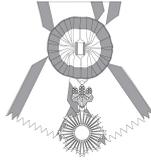




旭日小綬章の綬



旭日中綬章及び旭日重光章の副章の綬



旭日大綬章の綬



(裏面)



旭日単光章
(表面)



(裏面)



旭日双光章及び旭日単光章の綬



旭日章の略綬

旭日大綬章



旭日中綬章



旭日双光章



旭日重光章



旭日小綬章



旭日単光章



表 第二条 瑞宝章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。
(瑞宝章の制式及び形状)

区分	章		裏面	寸法	鈕	綬		幅
	地金表面	鏡				図柄		
瑞宝大綬章	銀	鏡 銀、地藍色七宝 連珠 紅色七宝	金色とし、「勲功旌章」の文字を刻径六十七ミリメートルとする。	五七桐とし、花淡紫色七宝、葉白色七宝とする。	織地藍色、双線橙黄色	男性に授与する場合は百ミリメートル。女性に授与する場合は七十九ミリメートル。		
瑞宝重光章及び瑞銀宝大綬章の副章	銀	鏡 銀、地藍色七宝 連珠 紅色七宝	金色とし、「勲功旌章」の文字を刻径七十六ミリメートルとする。	無鈕	無綬			
瑞宝中綬章及び瑞銀宝重光章の副章	鏡 銀、地藍色七宝 連珠 紅色七宝	光線間 金色と藍色七宝 光線 金色と白色七宝の四 条、銀色と白色七宝 の四条	金色とし、「勲功旌章」の文字を刻径五十五ミリメートルとする。	五七桐とし、花淡紫色七宝、葉白色七宝とする。	織地藍色、双線橙黄色			三十六ミリメートル

瑞宝章の略綬	鏡	銀	「勲功旌章」の文字を刻する。	径四十六ミリメートル	五七桐とし、花淡紫色七宝、葉白色七宝とする。	織地藍色、双線橙黄色。綵花を付着する。	三十六ミリメートル
	光線	条					
瑞宝単光章	鏡	銀	「勲功旌章」の文字を刻する。	径三十九ミリメートル	五三桐とし、花淡紫色七宝、葉白色七宝とする。	織地藍色、双線橙黄色	三十六ミリメートル
	連珠	条					
瑞宝双光章	鏡	銀	「勲功旌章」の文字を刻する。	径四十六ミリメートル	五三桐とし、花淡紫色七宝、葉白色七宝とする。	織地藍色、双線橙黄色	三十六ミリメートル
	連珠	条					
瑞宝大綬章	鏡	銀	「勲功旌章」の文字を刻する。	径四十六ミリメートル	五三桐とし、花淡紫色七宝、葉白色七宝とする。	織地藍色、双線橙黄色	三十六ミリメートル
	光線	条					

図
瑞宝大綬章
(表面)



(裏面)



瑞宝重光章及び瑞宝大綬章の副章
(表面)



(裏面)



瑞宝中綬章及び瑞宝重光章の副章

瑞宝单光章
(表面)



(裏面)



瑞宝双光章
(表面)



(裏面)



瑞宝小綬章
(表面)



(裏面)



(表面)

(裏面)


瑞宝大綬章の綬


瑞宝中綬章及び瑞宝重光章の副章の綬


瑞宝小綬章の綬


瑞宝双光章及び瑞宝単光章の綬


瑞宝章の略綬


瑞宝大綬章

瑞宝重光章

(裏面)



桐花大綬章
(表面)

区分	章		鈕	綬	幅
	地金表面	裏面			
桐花大綬章	日 赤色七宝 光線 銀色と紅色七宝、金色と白色七宝の二重	表面と同様	径七十六ミリメートル	五七桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝と織地紅色、双線白	男性に授与する場合は百ミリメートル。女性に授与する場合は七十九ミリメートル。
桐花大綬章の副章	日 赤色七宝 光線 銀色と紅色七宝、金色と白色七宝の二重	「勲功旌章」の文字を刻す	無鈕	無綬	
桐花大綬章の略地及び縁紅色、縁白色。	桐花紫色七宝	直径七ミリメートル。翼を付着する。			

表
第三條 桐花大綬章の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

 瑞宝双光章 銀色	 瑞宝中綬章 銀色	 瑞宝小綬章 金色	 瑞宝単光章 銀色	 瑞宝中綬章 金色	 瑞宝小綬章 銀色
--	--	--	--	--	--

大勲位菊花大綬章の略地紅色、線及び緑紫色。直径七ミリメートル。翼を付着する。

図

大勲位菊花大綬章
(表面)



(裏面)



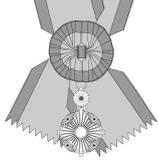
同副章
(表面)



(裏面)



同綬



同略綬



表 第五条 宝冠章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。
(宝冠章の制式及び形状)

宝冠章の略綬	章		寸法	鈕	綬	幅
	地金表面	章				
宝冠大綬章	銀	宝冠 金色、地藍色七宝	長径三十七ミリメートル、短径三十二ミリメートル	桐とし、花紫色七宝、葉緑色七宝とする。	織地黄色、 双線紅色	七十九ミリメートル
	重廓 真珠	重廓間 竹枝緑色七宝、地濃紅色七宝				
宝冠大綬章の副章	銀	鳳 金色、地藍色七宝	径六十七ミリメートル	無鈕	無綬	
	重廓 真珠	重廓間 竹枝緑色七宝、地濃紅色七宝				
宝冠牡丹章	銀	宝冠 金色、地藍色七宝	長径三十四ミリメートル、短径二十九ミリメートル	牡丹とし、花白色七宝、葉緑色七宝とする。	織地黄色、 双線紅色	三十六ミリメートル
	重廓 真珠	重廓間 竹枝緑色七宝、地濃紅色七宝				
宝冠白蝶章	銀	宝冠 金色、地藍色七宝	長径三十四ミリメートル、短径二十九ミリメートル	蝶とし、白色七宝とする。	織地黄色、 双線紅色	三十六ミリメートル
	重廓 真珠	重廓間 竹枝緑色七宝、地濃紅色七宝				
宝冠藤花章	銀	宝冠 金色、地藍色七宝	長径三十二ミリメートル、短径二十七ミリメートル	藤花とし、紫色七宝とする。	織地黄色、 双線紅色	三十六ミリメートル
	重廓 真珠	重廓間 竹枝緑色七宝、地濃紅色七宝				
宝冠杏葉章	銀	宝冠 金色、地藍色七宝	長径三十二ミリメートル、短径二十七ミリメートル	杏葉とし、緑色七宝とする。	織地黄色、 双線紅色	三十六ミリメートル
	重廓 真珠	重廓間 竹枝緑色七宝、地濃紅色七宝				
宝冠波光章	銀	宝冠 金色	長径二十八ミリメートル、短径二十四ミリメートル	波紋とし、淡藍色七宝とする。	織地黄色、 双線紅色	三十六ミリメートル
	重廓 真珠	重廓間 竹枝緑色七宝、地濃紅色七宝				
宝冠章の略綬	地及び縁黄色、線紅色。	桜 葉緑色七宝	直径七ミリメートル。宝冠大綬章、宝冠牡丹章及び宝冠白蝶章のものには翼を付着する。			



同副章

宝冠大綬章

宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、宝冠藤花章、宝冠杏葉章及び宝冠波光章の綬



宝冠大綬章の綬



宝冠波光章



宝冠杏葉章



宝冠藤花章



宝冠白蝶章



宝冠牡丹章





宝冠章の略綬

宝冠大綬章

金



宝冠白蝶章

金



宝冠杏葉章

銀



宝冠牡丹章

銀



宝冠藤花章

金



宝冠波光章

銀



第六條 大勲位菊花章頸飾の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

大勲位菊花章頸飾	中央	円形	花金、葉緑色七宝
	連環	菊	花金、葉緑色七宝
	寸法	連環	長径二十八ミリメートル、短径二十四ミリメートル
		中央	径三十九ミリメートル
		古篆明の字	花金、葉緑色七宝
連環	古篆明の字	金	
	古篆治の字	金	
	菊	花金、葉緑色七宝	

図

2 1 附 則
この府令は、平成十五年十一月三日から施行し、同日以降の日付をもって授与される勲章から適用する。
各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の図様（明治二十一年閣令第二十一号）は、廃止する。

